総務常任委員会

答

税、

国保、

住基の担当者

の操作研修の徹底は無論のこ

行するために、

職員の研修体

はどうなっているか。

問

第 3

条「市の責務」を遂

た議案の内容と審査状況につ

する条例 白河市 個人番号の利用

要な事項を定めたものです。 づき個人番号の利用に関し必 用等に関する法律第9条に基 人を識別するための番号の利 行政手続における特定の

総務常任委員会に付託され に関 とに伴 係条文について所要の 改正する省令が公布され 行ったものです。 不動産の処分につ 1, 白河市税条例

の関

正

たこ

地区)

福島県復興公営住宅

議 南建設事務所に売却するため、 58平方メートルを福島県県 白河市影鬼越地内の山林71 会の議決を得たものです。 の整備に供するため、 (鬼

61 概要について教えてもらい いている範囲で、 問 福島県県南事務所から 復興住宅

いている、 集会所1棟が建設されると聞 て、 答 平家2世帯住宅が14 隣接する県有 地と合 棟と わ せ

めている。

ーに関する意識の向上に努

全職員に対するマイナン

新市建設計画とは

の一部改正に伴い、

引用条項 所要の改

め

市

前

村

の合併の特例に関

新市建設計

[画を変]

更する

農業委員会等に関する法律

整理を図るため、

正する条例

弁償に関する条例の

一部を改

新市建設計画の変更に

つ

白河市証人等に対する実費

正をしたものです。

により、

議会の議決を得るも

です。

する法律第5条第7項の

規定

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づき、合併 する市町村が合併後のまちづくり全般に関して作成する計画である。

本市の新市建設計画「新市まちづくりプラン(新市建設計画)~人 文化 自然 県南中核都市~」は、平成17年に、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会において作成さ れ(計画期間は合併後概ね10年間)、この計画を基礎として、合併特例債などの国や県からの 財政支援措置を活用してきた。

※合併特例債…新市建設計画の事業費として特例的に起債できる地方債であり、事業費の 95%に充当でき、その元利償還金の70%について、後年度に普通交付税の基準財政需要額 に算入される。

計画変更の背景と目的

東日本大震災の発生を受け、合併特例債を活用できる期間が被災地では10年間延長されるこ ととなり、特定被災地方公共団体である本市においても、平成37年まで合併特例債を活用する ことが可能となったことから、有利な起債である合併特例債を活用するため、新市建設計画を 変更するものである。

なお、計画の変更にあたっては、必要最小限度の変更を行い、特に記述等の見直しは行わな 1,10

変更の内容 3

- ①計画期間の延長
 - 現行計画の期間を10年延長し、平成37年度までとする。
- ②将来人口推計値等の修正 計画期間の延長にあわせ、直近の実績値及び平成37年度までの推計値を追加する。
- ③財政計画の見直し 計画期間の延長にあわせ、計画内容を見直すとともに計画期間を平成37年度までとする。

も原案のとおり可決しました 付託された議案は、 11 ず

正する条例

地方税法施行規則等の

部

・白河市税条例等の

部を改

市民產業常任委員会

された議案の内容と審査状況 について報告します。 市民産業常任委員会に付託

子白河市個人番号カー -ド利用

利用条例の一部を改正する条 *白河市住民基本台帳カード

正する条例 ・白河市印鑑条例の 部を改

ドの交付が開始されることか ンバーによる)個人番号カー ための番号の利用等に関する おける特定の個人を識別する るものです。 法律の施行に伴い、(マイナ 右三議案は、行政手続きに 新たに制定または改正す

問

飲食提供施設の開館時間

答

大信地域には、

飲食施設

について

の定数に関する条例 白河市農業委員会の委員等

の懇親会等の開催も可能であ

で開館することとし、会議後 が少ないため、午後十一時ま

る。また、午後九時以降の利

める条例です。 用最適化推進委員の定数を定 農業委員会委員及び農地利

用は、事前予約制とし、

年者の入場はできない。

農業委員会委員の定数

農地利用最適化推進委員の 五十八人以下 九人

定数

いて 問 用最適化推進委員の違いにつ 農業委員会委員と農地利

いが、 できる。 については、 答 出席し、 農地利用最適化推進委員 現地調査及び総会等に 意見を述べることが 議決権は持たな

ンター条例 ▼白河市大信地域市民交流セ

ンターを設置する。 目的として、大信地域交流セ 売等により地域産業の振興を るとともに、地元特産品の販 市民と来訪者の交流を促進す 地域情報の発信等により、

成事業

1534万1千円

水田活用型園芸産地緊急育

般会計補正予算(第2号)

産業部関係

を助成する。 ス建設資材購入費などの費用 転換を促進させるため、 た収益性の高い園芸作物への 米の作付から水田を活用し ハウ

も原案のとおり可決しました。 ▼付託された議案は、 いずれ



【左写真】 着々と建設が進む大信地域 市民交流センター

【右パース図】 大信地域市民交流センタ 完成予想図



教育福祉常任委員会

について報告します。 された議案の内容と審査状況 教育福祉常任委員会に付託

改正する条例 ・白河市保育園条例の 部を

るものです。 とするため、 成28年3月31日をもって廃園 白河市ひまわり保育園を平 所要の改正をす

だったのでは。 32名の児童を他の施設に異動 が出来るのであれば過剰施設 現在、 ひまわり保育園の

年度に廃園の方向性を決定し 当たらない。 た。そのため、 見込となったことにより、24 の亀裂や床のゆがみなど大き 平成23年の東日本大震災で壁 を経過し老朽化している上に、 討してきたが、26年度に私立 条件が悪いことなどから、検 な被害を受けたことや、立地 「さくらの園保育園」が開園 廃園については、築30年 過剰施設には

部 か。 かしいのではないか。 なのに「団体」がないのはお 団体で利用しているのが現状 人 問 3つに分けるべきではない だけしかなく、 利用区分で「専用」 約80%が 個

て指定管理者と協議をしたい。 答 団体」の利用区分につい

施設については、

合併から10

運動公園条例にかかる体育

を改正する条例

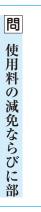
・白河市運動公園条例の

れていない状況である。 わらず、使用料等に差異があ び規模が同様であるにもかか 年が経過した現在も、 長期にわたり改定が行わ 目 的及

平」の観点から所要の改正を するものです。 今回、 利用者の「負担の公

使用 9時までの使用料が入ってい 問 ないのは何故なのか。 になったのはよいことだが、 までの使用料は明記)が可能 午前9時から午後9時までの 「専用」の午後5時から午後 陸上競技場の施設利用 (午前9時から午後5時

した。 答 を走る個人使用のみを対象と い事から安全管理上トラック いては、照明設備が十分でな 午後5時以降の使用につ



活の日没までの使用について

減免については現在、

内

いるのが現状である。 理者との協議の中で使用して 無料で使用している。日没ま 少年団、小中学生・高校生の での使用についても、 部で検討中である。スポーツ 部活については3時間までは 指定管

般会計補正予算(第3号)

教育委員会関係

理費において、施設の修繕及 求するものです。 たため、 び光熱水費等に不足等が生じ 小中学校及び幼稚園 所要の補正予算を要 一般管

て生じたものか。 る修繕費は、 問 補正予算に計上されてい 調査委託によっ

白河市陸上競技場

修繕の経費である。 市内の学校全体の一 般 的

保健福祉部関係

ため、 のです。 施者が整備する賃貸物件の改 を実施するにあたり、 修費及び賃貸料等を補助する 小規模保育事業 補正予算を要求するも (最大19名 事業実

補 民 健 正子 第3号

護保険特別会計補

TÉ.

条例 定める条例の一 設備及び運営に関する基準を 白河市家庭的保育事業等の 第2号 部を改正する

も原案のとおり可決または同

▼付託された議案は、

いずれ

意しました。

とみなす国の省令の基準に准 看護師が追加されたことに伴 健師又は看護師1人を保育士 模保育事業所等に勤務する保 難であることを考慮し、小規 保育士を確保することが困 所要の改正をするもので



子育て支援の様子

設水道常任委員会

された議案の内容と審査状況 について報告します。 建設水道常任委員会に付託

・白河市屋外広告物に関する

ましたが、県内全域を対象と 性が図られていない部分があ あり、市の景観の取り組みや する県条例の基準は緩やかで により規制・誘導を行ってき 定するものです。 害を防止するため、条例を制 景観の形成と公衆に対する危 ったルールをつくり、良好な 景観計画の定める基準と整合 たことから、市の実情に合 本市では、これまで県条例

除去に係る対応について な広告物とみなされる物件の 条例施行に伴い、不適格

当該所有者に是正を求める。 る費用については市からの補 その際の撤去や改修にかか 六年間の猶予期間を設け、

助を検討している。 商店

ついて 中心市街地市民交流センタ 大規模改修工事請負契約に

するものです。 させるため、改修工事を実施 より魅力ある施設として再生 化 による老朽化と震災による劣 築から40年以上経過し、 1 が進行していることから、 中心市街地市民交流センタ (マイタウン白河) は、 経年 建

0) 館建設事業建築工事請負契約 一部変更について (仮称) 白河市市民文化会

を予定している。

事期間を平成28年8月31日ま 不測の日数を要したため、 R近接対策などの影響により の労務不足、地下湧水及びJ 区において型枠・鉄筋工など を要したことや、地下躯体工 け業者の選定及び確保に時間 の本格化の影響により、下請 で延長するものです。 被災3県における公共工事 工

事請負契約の一 契約の一部変更について 館建設事業暖冷房衛生設備工 館建設事業電気設備工事請負 (仮称) (仮称) 白河市市民文化会 白河市市民文化会 部変更につい

建築工事の工期延長に伴い、

まで延長するものです。 工事期間を平成28年8月31日 **【建設事業屋外整備工事請** (仮称) 白河市市民文化会 負

まで延長するものです。 工事期間を平成28年9月30日 建築工事の工期延長に伴

館時期の変更はあるのか。 問 当初計画どおり10月開館

契約の一部変更について ついて

工事期間の延長により開

208・49平方メートルを取 保存及び活用に供するため7 不動産の取得について 国指定史跡「小峰城跡」

0

会計補正予算(第3号) 公共下水道事業特別

7万6千円増額となり、

歳入

歳入歳出補正総額は162

歳出予算総額は20億8777

得するものです。 市道路線の認定及び廃止に

万円となりました。

道敷寄附等によるものです。 たため及び宅地開発による市 伴う路線の起点に変更が生じ 主に小峰通りの供用開始



白河文化交流館(平成28年1月)

間易水道事業特別 |計補正予算(第2号)

増額となり、 なりました。 額は4億5534万2千円と 歳入歳出補正総額は90万円 歳入歳出予算総

です。 主な内容は、 施設等修繕費

補正予算(第2号)水道事業会計

加に伴うものです と配水管布設替工事費用の増 主な内容は、施設等修繕費

般会計補正予算(第3号)

減額補正するものです。 長に伴い7億6310万円を にかかる継続費の設定期間延 容は、市民文化会館建設事業 委員会所管にかかる主な内

も原案のとおり可決または同 意しました。 付託された議案は、 いずれ